

議案第10号

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例（平成15年
佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「午後9時」を「午後8時」に改める。

第8条中「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」
を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 毎月の第4水曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

名称	使用目的	1時間当たりの利用 料金の上限額
学習室	男女平等参画の推進を目的とし て使用するとき	160円
	男女平等参画の推進を目的とし ないで使用するとき	270円

備考

- 1 男女平等参画の推進を目的として使用するときとは、市長が別に定める基準に従い事前に登録した団体が使用するとき又は指定管理者がその使用を男女平等参画の推進に資するものと認めたときをいう。
- 2 市内に在住、在勤又は在学する者以外の者が使用する場合は、区分における利用料金（以下「単位利用料金」という。）の10割を割増しして徴収する。
- 3 参加費若しくはこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位利用料金の20割を割増しして徴収する。
- 4 使用許可時間を超過した場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、当該単位利用料金（備考2及び3の規定により割増しして徴収するものを含む。）を別に徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 新条例別表の規定は、平成32年4月1日以後の佐倉市男女平等参画推進センターの使用に係る利用料金の上限額について適用する。